

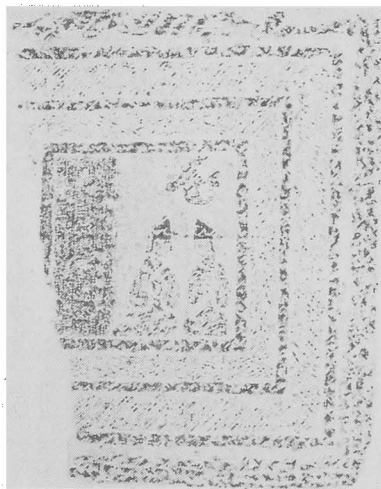
# 支那金石學概要 石刻（七完）

馬 衡 著  
水 野 清 一 譯  
小 川 茂 樹 註

## 第四 各種建造物附刻の文（承前）

食堂神位 むかしの墳墓には石造建築の堂があり、なかに神主をおき、年々の奉祭場とするわけである。<sup>①</sup>いま現存してゐるこれらの刻石は多く漢代のもので、また多く圖像がある。永元七年<sup>②</sup>西曆九五延平元年<sup>③</sup>西曆永建五年<sup>④</sup>西曆一三〇建康元年<sup>⑤</sup>西曆一四四のものがある。その上に「食堂」とか「石堂」とかの字をあはせ刻してゐる。なほ三老諱字忌日記の一石<sup>⑥</sup>忌日みなあり、西曆二五—五六戴氏父母忌日記の二石<sup>⑦</sup>忌日みな永初中にあり、西曆一〇七—一一四のものは堂を立てるといはぬが、またみな墳墓の祠堂にあつたものである。神位の題字が傳はつてゐるものといへば全く少い、宋人の著録にたゞ四皓の神坐とその神祚の机とがあり、漢の惠帝陵の傍から出たといふが、既に

散佚してゐる。<sup>⑧</sup>ちかごろ洛陽から出た二石の一に「魏故符節僕射陳郡鮑揖神坐」といひ、一に「魏故處士陳郡鮑寄之神坐」といふ。ともに隸書で、曹魏の時の刻石と考へられる。<sup>⑨</sup>このほか先人の著録に見えるもので



第二十九圖 文叔陽食堂（建康元年）

はたゞ祝其卿上谷府卿墳壇の二石ともに居攝二年、西暦八はその制が籠形で、字はその籠内にある。趙明誠がいふには「墳壇とは、むかしはまだ土や木の像がないので、壇をつくつてこれを祭つたのである」と、したがつてまた神主の類である。『隸續』に魏文昭皇后識坐板函を録し、魏の文帝甄皇后の神坐の前にあつたものとするがこれもまたこの類である。<sup>⑩</sup>

① 葉昌熾は墓所の饗堂即ち食堂の題字と食堂の中心に置かれる神位の題字を分つて二としてゐる。(『語石』卷五)

② この刻石は嘉慶二十一年魚台の馬邦王が鳧山前墓里の井闕の邊で發見した。「永元七年九月辛卯朔：作立是堂」とある。「廣倉石錄」に拓影

③ 「漢陽三老食堂題字」と題し「廣倉古石錄」に拓影。原石は端方の右に歸してゐた。『陶齋藏石記』卷一錄文。

④ 「永建食堂畫像題字」「八瓊室」卷三錄文。原石は端方に藏せられた。

⑤ 「文叔陽食堂畫家題字」「八瓊室」卷三及『陶齋』卷一に錄文。『廣倉古石錄』關野氏、二百十二圖。

⑥ 「三老諱字忌日記」建武末年作。『八瓊室』(卷三)錄文『寰宇貞石圖』卷一及『廣倉古石錄』の拓影。

⑦ 「永初畫像戴父母卒日記」、『廣倉古石錄』拓影。『陶齋』卷一錄文。

⑧ 趙明誠『金石錄』卷十九に「四皓神位刻石」と題して「四皓

神位神胙凡刻石四、在惠帝陵傍。驗其字畫。蓋東漢時書」と云つてゐる。

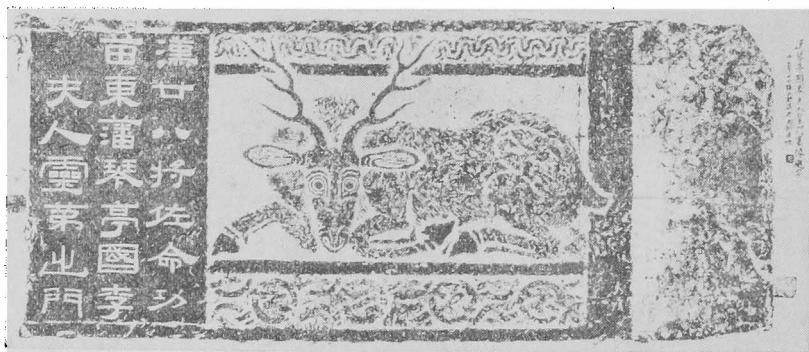
⑨ この瑩に就ては記載が見當らぬ。

⑩ 「漢居攝墳壇刻石二」『金石錄卷十四』

⑪ 『隸續』卷四。

墓門・黃腸石　むかしの厚葬するものは、その最期をかざる葬式にはそのぜいたくをいとはなかつた。いまに傳る三代の禮器鼎彝などもしばしば墳墓のなかから出土する。漢以後の葬式では多く墓中にいれる文があつて、その墓所であることを知らしめる。すなはち墓誌とか墓筋などいはいはれるものがこれである。墓壙のなかの建築物で、また附刻の文字のあるものがあるが、これはたゞ墓門と黃腸石とだけである。

墓門には文字を刻するもの少く、畫像をほるものが多い。<sup>①</sup>蓬萊張氏の藏する一石は中央に一匹の鹿を刻し左に三行の題字がある。曰く「漢廿八將佐命功苗東藩琴亭國李夫人靈第之門」と。靈第とは墓である。<sup>②</sup>江蘇寶應の射陽故城から出土した孔子見老子畫像の一石(三つ傍題あり、孔子といひ、老子といひ、弟子といふ)は他の一面にもまた三層の畫像があり、上層には朱雀



第三十圖 李夫人墓門

中層には鏝をくはへた獸首、下層には刀と盾とをもつ

た兵士がゐる。

高さわづかに三尺あまり、汪中は石門の畫像であるといつてゐるが、もつともである。つまり鏝をふくんだ獸首のある一面がその正面である。③ ちかごろ、河南山東等の省で出土するもの實におびただしく、畫像の巧拙は一様でないがそのうち鏝をふくんだ獸首のあるのはすべて墓

門の石である。

『漢書』霍光傳に「光薨じ、、、梓宮便房黃腸題湊

各一具を賜ふ」とあり、その蘇林の註に「柏木の黃心を以つて累を棺外に致す、故に黃腸といひ、木頭皆內向す、故に題湊といふ」といふ、如淳の註に『漢儀注』を引用して「天子の陵中の明中は高さ丈二尺四寸、周

二丈あり、梓宮をいれ、榎、柏の黃腸題湊を次ぎにす」といふ。④ このいはゆる黃腸の題湊とは柏の黃い

ろい心にてつくり、かさねて棺槨のそとにおき、その一端はみな内側にむかはしめる。民國五年に南海東南で南粵王の墳墓を發見したが、そのなかに大きな木が數十本あり、みな長さが一丈あまり、角一尺あまり、それ／＼に「甫一」「甫二」から「甫數十」に至る數字があつた。王國維はこれこそ漢の黃腸と考へたが、その説は正しい。⑤ その甫一、甫二等の數字はその配列の

順序をしるしてゐるのである。甫はおそらく專の省略で、專とは布くことである。後漢の黃腸は多く石でつくつた。從來の金石學者でこれを著録したもののはなかつたが、端方が『陶齋藏石記』を著してはじめて永建の二石西曆一二六、陽嘉の二石西曆三二をのせた。みな

長さ、幅、厚さの寸法および第何といふ數字を刻してゐる。<sup>⑥</sup>なほ嘉平元年の一石<sup>西暦一七二</sup>（まだ著録にあらはれぬ）があり、それには「更黃腸掾王條主」等の文字があり、その尺寸や番號をあらはすことは他の石と同様であるから、この類の石はすべて黃腸であることが

### 第三十一圖 嘉平元年黃腸石



わかる。民國十二年の夏洛陽の某村でこの類の石を無慮數百個發見した。多く永建の年號<sup>西暦一三二</sup>である。その長さ、幅、厚さの寸法を建初尺ではかると、全くそれに記すところに合致する。<sup>⑦</sup>かくのごとき造工は人力も多く、年月も長くかゝる、その上數もこんなに多いのであるから、ほとんど漢帝の陵墓と考へられる。それに永建の年號を記してゐるから、まさに順帝の憲陵であらう。『陶齋藏石記』にのせてゐるものもまた順

帝の年號であるからあるひはこれもこの村から出土したものであらう。王國維は、この類の墓石が古くすでに出土したことがあるのを注意した。『水經注』濟水の浚儀渠石門の銘に「建寧四年十一月黃腸<sup>諸本みな</sup>場<sup>石</sup>に作る石」等の文字があるのにより、酈道元が見たところの石門は實は漢の建寧年間<sup>西暦一七</sup>の古墓の石を後になつてから發掘して、使用したものであつたといふのである。酈道元の記事を見るになほ「主吏の姓名は磨滅してまた識るべからず」といつてゐるから、その刻字はまたちやうど嘉平元年の一例に見るがごとくであつたことがわかる。

① 葉昌熾は石闕の題下に墓門闕と廟門闕とを統括して述べてゐる。『語石』卷五

② 「漢琴亭國李夫人墓門畫像題字」と題して『廣倉古石錄』及關野氏拓影。

③ 射陽の墓門に就ては張寶徳の『漢射陽石門畫象集攷』、『金陵叢刻』所收に詳しい。

④ 漢書卷六十八

⑤ 王國維『南越黃腸木刻字跋』（『觀堂集林』卷十八所載）參照。

⑥ 『陶齋藏石記』卷一に「永建五年墓石題字」「冷攸石題字」「禹伯石題字」（後二者は陽嘉元年の刻石）がある。

⑦ この黃腸石の一部は河南圖書館の藏に歸した。李根元の『河南圖書館藏石目』によると「黃腸石三十石、永建年」と題して、民國十三年二月洛陽東二十里の平樂村から出土したとある。馬衡の記述を補正するに足る。

⑧ 註⑤参照。

石人・石獸 石人・石獸の『水經注』等の書に見えるものは多い。たいていみな宮殿か、墳墓の前のものである。<sup>①</sup>いつたいに、その記録に出てゐるものは多く今日にのこつてゐないし、後世に出土したものはすくぶる少い。

山東曲阜の二石人は魯の恭王墓の前にあつた。ひとつは武裝して矛をとり、高さ六尺八寸、前面に「府門之卒」の四字を刻し、ひとつは冕をつけて拱手して立ち、高さ七尺一寸、前面に「漢故樂安太守廩君亭長」の文字を二行に刻する。ともに篆書である。阮元が、『山左金石志』を著したときに墓相圃のうちに移した。<sup>②</sup>河南登封の嵩嶽廟に一石人があり、頂上に「馬」の字をひとつ刻してゐる。黃易は字體によつて漢の刻と鑑定したことが、その著『嵩洛訪碑日記』に見えてゐる。<sup>③</sup>山東掖縣の大基山の石人には「甲申年造、乙酉年成」



第三十二圖 雙相圃石人

と題する。吳式芬の『櫟古錄』は北齊天統元年西曆五五六鄭述祖の作と考へてゐる。石人の題字に年號を記すものはたゞこの一石のみである。<sup>④</sup>なほ鐵を鑄てつくるものがある。登封嵩嶽廟の鐵人は、一は治平元年西曆一〇六四と題し、一は熙寧二年西曆一〇六九と題する。<sup>⑤</sup>太原晉祠の鐵人は三つあつて、そのふたつは紹聖年西曆一〇九四と題し、ひとつは政和年西曆一一一八と題する。<sup>⑥</sup>山西汾陰の鐵人は大中祥符四年西曆一一一四と題すし、みな宋のものである。<sup>⑦</sup>浙江杭州の岳飛の墓には墓前に四つの鐵人があり、秦檜、王氏、萬俟卨、張俊と四人の姓名を題するがいつの鑄造かわからぬ。<sup>⑧</sup>

むかしの石獸は宮門においたものと墳墓においたもの

のことがある。宮門の前には多く獅子をつくり、武氏石闕にいふ「孫宗作師子」のごときはこれである。<sup>⑨</sup>墳墓には多く羊虎の類をつくり、『隸續』にのす种氏石虎の刻字、『金石錄』にのせる州輔・宗資二墓の「天祿」「辟邪」の字はみなこれである。いま現存するものでは劉漢石師子の題字あり、隸書で一行「維陽中東門外劉漢所作師子一雙」といふ、後漢の作である。<sup>⑫</sup>汲令王君王師子題字は正書で二行「永寧元年六月汲令王君所立」西曆三〇一といふ西晉の作である。<sup>⑬</sup>趙縣縣公署前の石師子題字大徳七年、<sup>⑭</sup>河南滎陽鎮宅の石師子題字大徳十年西曆一三〇三、<sup>⑮</sup>河内李宣風等置石師子題名西曆一三五三、<sup>⑯</sup>はみな元のときの製作にかゝる。ちかごろ、安徽省から石羊六を出土し、小さいもの四つには「大吉」などの字を刻し、大きなものふたつには道家の言を刻し、年月はない。これもまた墳墓のものである。その鐵で鑄たものでは河北の正定に二獅子あり、ひとつは至元二十七年西曆一三三二と題し、ひとつは至治元年西曆一三二一と題するが、これもみな元のときのものである。<sup>⑰</sup>

- ① 葉昌熾は「石人」「石獸」の二項を立て、『水經注』の「漢酈食其廟」の石人銘を例としてゐる。（『語石』卷五）  
② 阮元『山左金石志』卷八の「魯王墓二石人題字」條下及關野氏百四十三頁以下参照。

③ 黃易『嵩洛訪碑日記』（『皕雅堂叢書』所收）

④ 吳式芬『攬古錄』卷六。

⑤ 「中獄廟鐵人背題字」は『八瓊室』卷百〇二に錄文。治平二年及治平三年とする。

⑥ 『山右金石記』卷一（『山西通志』八十九）

⑦ 『金石文字記』『曝書亭集』『山右金石記』

⑧ 『湧幢小品』によると明正徳八年、都指揮李隆が秦檜・婁王氏・萬俟卨の銅像を作り、後に張俊が加へられた。

『湖壩雜記』には岳忠武王の墓前に秦檜等四鐵人があり、游人溺して墜つと云つてゐる。何時から鐵人に改められたか。或は銅鑄と云ふのが誤りか。

⑨ 建和元年「武氏石闕記」に「使石工孟李季弟卯造此闕。直錢十五萬。孫宗作獅子。直四萬」

⑩ 种氏石虎（光和七年造）は『隸續』卷二十にあり。

⑪ 「州輔墓石獸膊字」は『金石錄』卷十五、「漢宗資墓天祿辟邪字」は同十八卷にある。

⑫ 羅振玉の『漢晉石刻墨影』に「漢石獅題字」として、その銘の雙鉤摸本が收められてゐる。羅氏はこの銘が洛陽を雒陽に作ること及び中東門の名により漢刻だと推定した。山東某縣署の高翰生から拓本を贈られたと云ふ。事變前臨淄縣古物保存所に陳列されてゐた。

⑬ 未箸錄。

⑭ 寰宇訪碑錄には大德七年石獅題字がある。河南孟縣にある。

⑮ 未箸錄。

⑯ 『藝風堂金石目』卷十六に直隸正定元氏の延佑二年石獅題字がある。

⑰ 同上に泰定二年の石獅子款識がある。

⑱ 『金石彙目分編』卷九之二河内縣二仙廟にありと云ふ。

⑲ 同卷三之二箸錄。前者は正定總鎮署儀門外に、後者は南關關帝廟前にある。

石造物 石造物で題字のあるものには、幡竿石あり、

石燈臺あり、石香爐あり、石盆がある。幡竿石は寺院

のなかで幡の竿を立てるに用ひる。唐に一種（開元三

年山西虞鄉石佛寺<sup>①</sup>西曆七<sup>一五</sup>）宋に四種（一、嘉祐三年山東

汶上寶相寺<sup>②</sup>西曆一<sup>〇五八</sup>二、崇寧三年山東泰安王母祠<sup>③</sup>西曆一<sup>〇四</sup>

三、宣和三年山東泗水三殿廟<sup>④</sup>西曆一<sup>二〇〇</sup>四、紹興三十年浙

江海鹽法喜寺<sup>⑤</sup>西曆一<sup>六〇〇</sup>）ある。石燈臺はぼゞ經幢のごと

くであるが、燈火をつけるから燈臺といふ。唐には天

寶十一載<sup>⑥</sup>西曆七<sup>五二</sup>の二種（一は河南洛陽にあり、一は河

北元氏にある）<sup>⑦</sup>宋には大中祥符元年<sup>⑧</sup>西曆一<sup>〇〇八</sup>の二種（と

もに山東諸城にある）がある。石香爐は祠廟中で香を

たくものである。唐のものはあまり見ないが、五代には二種（一、晉天福六年河南密縣超化寺<sup>⑨</sup>西曆一<sup>〇二一</sup>、天福八年山東益都玉皇廟<sup>⑩</sup>西曆一<sup>〇四三</sup>）宋には夥しく、一々かぞへられぬ。石盆は河北正定の雪浪盆（宋紹聖元年蘇軾<sup>⑪</sup>銘<sup>⑫</sup>西曆一<sup>〇九四</sup>）がもつとも著名である。山東掖縣の天齊廟と三官廟にはそれ／＼一石あり、一は紹聖二年<sup>⑬</sup>西曆一<sup>〇九五</sup>一は宣和三年<sup>⑭</sup>西曆一<sup>二二一</sup>で、縣陽にも一石あり、宣和三年<sup>⑮</sup>西曆一<sup>二二一</sup>である。醯盆といふものがある。これは道家の祭壇に用ひるところで、唐宋以來今日に傳はるものはなほ多い。このほかの石造物には山東古物保存所の



第三十三圖 晉石磬銘

石磴<sup>⑮</sup> 晉太康九年<sup>⑮</sup> 泗川某縣の水磴<sup>宋太平興國三年</sup> 山東費縣蒙山の石磴<sup>金貞祐元年</sup><sup>⑮</sup> があるが、いづれもめつたにないものである。宋以後の硯銘などはいまに傳るもの至つて多く一々あげきれぬ。

①『金石萃編』卷七十に「大唐虔鄉令劉君幡竿銘」がある。

②「寶相寺石幡竿題字」、『寰宇訪碑錄』卷六箸錄。

③「王埜池幡竿石側題字」、『寰宇訪碑錄』卷八、山東泰安にある。

④「宣和三殿幡竿石座題字」は『寰宇訪碑錄』卷八箸錄、山東泗水にある。

⑤「宋法喜寺周良弼幡竿石題名」(『金石彙目分編』卷七、海鹽縣の條箸錄)

⑥石燒臺頌(天寶十一載)「八瓊室金石補正」卷五十八)

⑦『金石彙目分編』卷十之三、諸城の條に「宋蔡澤施蓮花石訂記」及「宋青州客王佺施石訂記」を著錄する。何れも大中祥符元年のものである。

⑧葉昌熾の石香爐の條參照。(『語石』卷下)

⑨「超化寺石香爐讚」は「八瓊室」卷八十に錄文がある。

⑩「李賓彥石香爐記」(『寰宇訪碑錄』卷五)葉氏も之を引いてゐる。

⑪葉氏は石盆の條の例にこの雪浪盆を詳述してゐる。

⑫「金石彙目分編」卷十之三、掖縣の條に城東北の天齊廟の「宋石盆紹聖二字」を載せる。之によれば單に紹聖の年號あるのみ、馬衡が紹聖二年としたのは誤らしい。

⑬同卷に同三官廟の宋宣和石盆刻字を著する。

⑭同十六縣州補遺の條に「宋李榮石盆題字」(嘉定□□釋)を著錄する。馬氏の石盆が之と同物かどうか判らぬ。

⑮「晉太康九年石磴」は山東費縣の出土で「古石抱竿錄」に拓影される。

⑯太平興國三年水磴題字は「藝風堂金石目」卷八に著錄せられる。

⑰吳式芬の『金石彙目分編』卷十之二費縣の條に金蒙山石題字」を著錄し、元祐元年閏九月十三日と記してゐる。馬氏の年記は誤らしい。

(五八頁の北京信通より續く)

目抜き場所は殆んど邦人の占むるところ、然し入口は未だ七千ぐらゐるとか。

運よく自動車が借用出來て、市内の大體を見物しました。明の故宮跡が割合に残つて居るので、一日をそれに費し度いと思つて居ます。

中文建設整備資料所をも瞥見しました。標本類の部と圖書部とに分かれて居りますが、前者は中央研究院のもの、と古物保存所のもので、股城のものゝ外大したものはありません。それも後者は金目のものがなくなつて居ます。然し股城のものは未だ別にある由です。圖書部は舊地質研究所を以つてて其書は南京に於ける廿數ヶ所の書を集めたものと云ひ、八十萬冊ぐらゐる山、漢籍中舊書は八千卷樓や内閣圖書部(名前は小生自稱)のものが主となつて居るが、良書はないらしい。一見地方誌が多いが或はこれが北京圖書館移換の一部ではないでせうか。(七五頁へ續く)